

「栃木県学力向上研究委員会からの提言」の活用にあたって

栃木県教育委員会学校教育課

栃木県教育委員会では、別添のとおり「栃木県の子どもたちの学力向上のために～栃木県学力向上研究委員会からの提言～」として児童生徒の「確かな学力」をはぐくむために各学校で取り組んでいただきたいことについて提言いたしました。

本資料『「栃木県学力向上研究委員会からの提言」の活用にあたって』は、各学校の校内研修等で活用することにより、本提言の趣旨をより深く理解し、確実な取組を進めていただくことをねらいとして作成しました。

1 「栃木県学力向上研究委員会」について

「栃木県学力向上研究委員会」は、栃木県教育委員会が実施している「新教育課程定着・促進支援事業」の一環として、平成17年度から19年度の3か年の予定で立ち上げている委員会です。

栃木県教育委員会学校教育課小中学校教育担当、各教育事務所、栃木県総合教育センター、関係各課担当を構成員として、本県の児童生徒に基礎・基本を確実に身に付けさせるとともに、学習習慣の定着や学習意欲の向上、思考力・判断力・表現力等の育成、豊かな感性や創造性の育成など、「確かな学力」の育成を図るため、児童生徒の現状を把握し、学力の向上を図るための方策等について研究を行うことを目的にしています。

2 提言発出の経緯

「栃木県学力向上研究委員会」において、児童生徒の学力向上のためには、授業の改善・充実が不可欠であるという意見が多く出されました。

各学校においては、児童生徒の実態等に応じて教材や指導方法、指導体制等の工夫により成果が上がっている授業の例も少なくありません。

しかしながら、学習のねらいが不明確であったり、教師と児童生徒がねらいを共有していなかったりするため、効果的な授業が行われていないなどの課題があることも事実です。

このようなことから、まず、各学校においてねらいを明確にした授業の実現が重要であると考え、本提言を発出することといたしました。

なお、「提言」については、各学校で確実に実践することを主眼とすることから、できるだけ具体的な示し方をすることといたしました。

次に、提言の内容について解説いたします。

3 提言について

栃木県教育委員会では、「学力向上研究委員会」を設置し、本県の子どもたちの「確かな学力」の育成を図るための手だてについて検討してきました。このたび、すべての学校、すべての授業で、ぜひ実践していただきたい事について、次のとおり提言します。

本提言は、波下線部に示したとおり、全ての学校の全ての授業で、つまり、全ての教員による確実な実践を目指していることをご理解下さい。

子どもたちの「確かな学力」を育成するためには、

- ◎毎時間の学習のねらいを明確にすること
- ◎ねらいを実現するための手だてを明らかにすること
- ◎ねらいの実現状況を適切に評価し、授業改善に生かすこと

などが大切です。

具体的には、まず次のことに取り組みましょう。

児童生徒の「確かな学力」を育成するためには、授業づくりに際して、三つの◎で示した点に留意し、いわゆる「指導と評価の一体化」を実現させることが重要です。

本提言では以上のようなことを踏まえ、各学校の全ての授業で確実に実践するという観点から、具体的に取り組むべきこととして、次のように示すこととしました。

**授業の始めに
「本時のねらい」を
子どもたちにはっきりと示しましょう。**

①一時間の授業（学習のまとめごと）のねらいを、②発達段階に応じて分かりやすい言葉で③板書するなどして子どもたちにはっきりと示しましょう。

④ねらいについては、できるだけ具体的に、子どもたちが「何が」・「どのように」・「どのくらい」できればよいのかが分かるような示し方を工夫しましょう。

◇前述したように、全ての授業での確実な実践を目指す観点から、「授業の始めに『本時のねらい』を子どもたちにはっきりと示しましょう。」という行動目標的な示し方をしました。

◇下線部①について

「一時間の授業（学習のまとめごと）のねらい」としたのは、教科の特性や単元の指導計画等によっては、必ずしも学習の区切りが単位時間ごとではなく、複数時間がひとまとまりの学習（いわゆる「次」）となることを考慮したためです。ただ、その際も一時間の授業の最初にねらいを確認することは重要となります。

◇下線部②について

「発達段階に応じて分かりやすい言葉で」としたのは、「本時のねらい」を教師と児童生徒とが共有することの重要性を示すためです。

仮に「本時のねらい」が提示されたとしても、それが学習指導要領の目標や内容レベルの文言であったり、教師側の視点からであったりした場合は、教師と児童生徒が、ねらい

を「共有」したことにはなりません。「ねらい」は教師と児童生徒が共有して初めて、学習指導に生きて働くものとなることから、児童生徒の発達段階に応じ、児童生徒の視点で考えることが重要です。

◇下線部③について

「板書するなどして子どもたちにはっきりと示しましょう。」としたのは、児童生徒が常に「ねらい」を意識した学習活動が展開できるよう配慮するためです。諸条件により板書が困難な場合でも、ワークシートに示したり、教師が口頭で説明したことをノートに書かせるなどの工夫により、児童生徒に「はっきりと」示すことが重要です。

◇下線部④について

さらに、「ねらいについては、できるだけ具体的に、子どもたちが『何が』・『どのように』・『どのくらい』できればよいのかが分かるような示し方を工夫しましょう。」として、例を示しました。

「本時のねらい」の例

〔国語・中学校3年〕

「自然保護」について、自分と異なる意見も踏まえながら千字程度の意見文を書こう。

〔算数・小学校5年〕

三角形の面積について、今までに習った図形の面積の求め方を基にして公式を作ろう。

〔保健体育・中学校2年 「バスケットボール」〕

・走っている相手のスピードと自分の投げるボールのスピードをコントロールし、キャッチしやすいパスを出そう。

「ねらい」は、児童生徒が学習活動を通して、自分自身がどのような力を身に付ければよいのかが自覚できるものである必要があります。また、そのようなねらいを設定することは、教師側の指導の手だてを明確にすることや、児童生徒の学習状況を適切に評価すること、さらにはそれを指導の改善に生かすこと、つまり「指導と評価の一体化」を実現するためにも、極めて重要です。

以上のことを参考にしながら、各学校においては、児童生徒の「確かな学力」をはぐくむため、「授業の始めに『本時のねらい』を子どもたちにはっきりと示す」ことについて、確実な取組をお願いいたします。